

平成30年度 第2回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成30年12月14日(金)					開会 午後 2時30分	閉会 午後 3時30分	
会議場所	市長公室		出席者数	委員定数14名中 出席者13名				
出席者	委員	1号	会長	木内 芳 弘		2号	委員	上杉 考 哉
			委員	田中正 伸			委員	津波 信子
			委員	柳田政 男			委員	八子 朋弘
			委員	千種 秀 信			委員	小川 匠
		3号	委員	栗原 昭		委員	梅田 昌照	
			委員	中澤 佳珠代		委員	世羅 陽一郎	
			委員			委員	田中 聰行	
	臨時委員	なし		参考人	なし			
幹事								
事務局職員及び説明担当員	<b>【事務局職員(まちづくり推進課)】</b> 高野課長、會田副課長、野田主事 <b>【産業振興課】</b> 佐々木課長、島田副課長、吉田主事							
欠席委員	山田 道成							
議長	木内 芳 弘			担当書記	野田 葵			
署名委員	会 長 委 員 委 員							

<b>会 議 事 項</b>	
<b>1 開 会</b>	高野 まちづくり推進課長
<b>2 会長あいさつ</b>	木内 会長
<b>3 市長あいさつ</b>	星野 市長
委員の出席状況報告。委員14名中13名の出席により、富士見市都市計画審議会 条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。	
田中正仲委員と柳田政男委員より会議の途中退席の旨を会長へ事前報告。退席時に申 告して退席するよう指示。	
富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要領に基づく傍聴者は、0名で あることを報告。	
市長から木内会長に対し、富士見市都市計画審議会への諮問書を提出。	
( 市 長 退 席 )	
<b>4 会議録署名委員の選出</b>	
富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録 署名委員に「千種秀信委員」と「梅田昌照委員」を指名。	
また、本会議は原則公開であることが会長から述べられ、会議の公開について審査を 行ったところ、非公開とする案件「なし」で進行することを了承。	
<b>5 議事</b>	
(1) 諮問	
①富士見都市計画生産緑地地区の変更について (市決定)	
産業振興課から「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」別添資料により説明。	

## 会 議 事 項

### ①富士見都市計画生産緑地地区の変更について

産業振興課から「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」別添資料により説明。

※説明途中で田中正仲委員、柳田政男委員より会長に対して退席の申出あり。会長より途中退席を認めた。

### 質疑応答

委員：担当課の報告から生産緑地については減少しているように見受けられる。生産緑地を誘導するような施策はあるのか。

担当：もともと生産緑地は公共用地の確保という意味合いがある。また、農地の持つ多面的機能を加味する上で都市にあるべきものと位置付けされている。よって生産緑地は都市にとって必要なものであり、誘導していくべきものとする。今回の変更だけでなく、指定から30年経過する平成34年に多くの生産緑地の解除が想定される。それに対し市としては新たに10年間、生産緑地の解除期間を延ばす特定生産緑地制度等の活用をして農地を確保していきたいと考えている。また、都市農地の貸借や既存の農業従事者には継続して営農してもらえよう手厚く支援をしていく施策を考えている。富士見市は生産緑地の保持率は県内でも上位に位置付けられている。

委員：生産緑地の増減はどのように決まっていくものなのか。

担当：農地地権者の意向次第である。

委員：特定生産緑地制度の話が出たが、10年解除期間を延長させても生産緑地が減少するのはわかっている。将来を見据えた政策を整えるべきではないか。

担当：継続営農を前提に新たな生産緑地の指定も考えていく中で、農業後継者の育成も含めて保全するよう努めていく方針である。

## 会 議 事 項

委員：概要図6番と8番の一部道路用地で採納されたことについて、道路幅員を拡幅する計画があったのか。また、拡幅用地は買収と採納のどちらとなるのか。

担当：幅員を拡幅する計画については、他部署が所掌している。地区計画を定めた地域にはその計画に沿って、寄附される場合は採納、必要があれば買収することもあり得る。

担当：まちづくり推進課で所掌していることから、回答する。水子地区地区計画の中で地区施設道路を指定し、指定された幅員に沿って道路を拡幅していく予定である。

委員：拡幅計画のある道路については、生産緑地の解除を進めるという理解でよいか。

担当：土地所有者の同意を得て拡幅していることから、公共用地として利用するため解除するものとなっている。

委員：生産緑地地区は、農地を保全するという意味合いがあると思うが、市は、どのように考えているのか。

担当：担当としては、農地を保全するという意味合いについても理解をしているが、生産緑地も私有財産であるため、相続等で処分しなければならない場合もある。生産緑地法の改正では、面積要件の緩和（500㎡から300㎡）や指定期間を10年延長する特定生産緑地制度の創設などが行われている。本市においては、面積要件の緩和は、条例制定の必要があることから、農地の所有者の意見を伺いながら、再度、都市計画審議会や市議会においてご審議いただくこととなる。

会長：以上で質疑を終わります。諮問第2号富士見都市計画生産緑地地区の変更についてお諮りします。賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員賛成)

## 会 議 事 項

会長：挙手全員であります。また、途中退席された田中正仲委員と柳田政男委員につきましては賛成の旨を伺っています。従いまして、富士見都市計画生産緑地地区の変更について案のとおり賛成することに決定いたします。以上で本日の議事を終了いたします。

### 6 その他 高野 まちづくり推進課長

平成 30 年度の富士見市都市計画審議会は本会議をもって全日程終了である旨を報告。

### 7 閉 会 高野 まちづくり推進課長